

## 社会福祉法人利根福社会役員・評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は社会福祉法人利根福社会の役員及び評議員の報酬等及び費用について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する出張に要する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定める通り無報酬とする。

### (費用の弁償)

第4条 役員及び評議員がその業務を行うために要する費用は弁償することができる。

- 2 役員等が、業務のため出張する場合の旅費(交通費及び宿泊費)は、実費を支給する。
- 3 役員及び評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

### (附則)

この規程は、令和2年6月26日から施行する。